

守秘義務の遵守に関する誓約書

箕面市長 様

所在地:

商号又は名称:

代表者氏名:

印

当社は、箕面市(以下「市」という。)から大阪大学箕面キャンパス跡地活用事業(以下「本事業」という。)における応募の参加に必要となる提案書を検討することを目的(以下「本目的」という。)として、本誓約書の提出を条件とする守秘義務対象配布資料(以下「配布資料」という。)の提供を希望します。配布資料の提供を受けるにあたっては、下記事項を遵守し、秘密を保持することを誓約します。

記

第 1 条(利用の目的)

1. 当社は、本目的のためにのみ、配布資料の提供を受けるものであり、本目的以外のために利用しません。
2. 当社は、本誓約書記載の遵守事項と同等以上の守秘義務を負うことを当社に対して誓約した場合に限り、本目的を達するため必要な範囲及び方法で当社の応募アドバイザー(以下「第二次被提供者」という。)に対し、配布資料の全部又は一部を提供することができるものとします。この場合、当社は、提供後速やかに提供を受けた第二次提供者の名称等を市に通知します。また、第二次被提供者は当社から提供を受けた情報を他の第三者に提供してはならないものとし、第二次被提供者が本誓約書記載の遵守事項に違反したときは、当社がその一切の責任を負うこととします。

第 2 条(秘密の保持)

当社は、市から提供を受けた配布資料を秘密として保持するものとし、前条に定める場合又は市の事前の承諾を受けた場合のほか、第三者に対し提供しません。

第 3 条(善管注意義務)

当社は、市から提供を受けた配布資料を、善良な管理者としての注意をもって取り扱うことを約束します。

第 4 条(期間)

前項までに定める秘密の保持は、当社が本事業に応募をしない場合及び参加に応じ優先交渉事業者とならなかった場合であっても、存続するものとします。

第 5 条(損害賠償義務)

当社の本誓約書に違反する行為により市に損害が生じた場合、当社はその損害の一切を賠償します。

第 6 条(資料の破棄)

配布資料は、本事業に応募をしないことを決定したとき、又は、応募に参加して優先交渉事業者に選定されなかったときは、複製分を含めすべて破棄します。